

# 福祉活動ガイド会員規約

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

## 第1条（目的）

この規約は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会長（以下「システム管理者」という。）が県内の福祉活動情報の流通と県民の福祉活動への積極的な参加を促進するために設けた福祉活動ガイドの会員の資格等を定めることを目的とします。

## 第2条（会員）

会員とは、本規約を承認し、会員登録申込書（様式1）により福祉活動ガイドへの入会を申込み、システム管理者が入会の承認をした団体をいいます。入会を申し込んだ団体は、入会承認証（様式2）が申込者に到達したときに会員資格を有します。

- 2 システム管理者は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わない場合があります。
  - (1) 第10条により過去に会員資格を取り消された者からの申込があった場合
  - (2) 登録申込書に記入された内容に虚偽の記載があった場合
  - (3) 上記の他、登録の承認を行わない正当な事由のある場合

## 第3条（利用方法）

会員は、福祉活動に関する情報を登録し、福祉活動のために利用することができる。

- 2 会員は、他の会員が登録した情報を福祉活動のために利用することができます。

## 第4条（会員の届出義務）

会員は、代表者氏名、住所、電話番号その他の入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届（様式3）をシステム管理者に提出しなければなりません。

- 2 退会する場合は、退会しようとする日の2週間前までに退会届（様式4）によりシステム管理者に届け出るものとします。

## 第5条（ID番号及びパスワードの交付と変更）

システム管理者は、会員に対し入会を承認する際、ID番号及びパスワードを付与します。

## 第6条（会員の管理責任）

会員自身の責任においてID番号及びパスワードを管理するものとし、第三者の不正使用によりシステム管理者又は他の会員に損害を与えてはなりません。

- 2 ID番号及びパスワード使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任は会員が負うものとし、システム管理者は一切責任を負わないものとします。

## 第7条（情報提供内容の変更又は停止）

システム管理者は、会員に通知することなく提供する情報内容（メニュー）を変更または

停止することができるものとします。

#### 第 8 条（情報の変更及び削除）

システム管理者は、会員が登録した情報について、その内容が福祉活動ガイドの目的に沿った適当なものであるかを確認し、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に通知することなく当該の情報を変更又は削除することができるものとします。

- (1) 法令に反する場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 犯罪的行為を誘発する場合
- (4) 第三者に損害又は不利益を与える場合
- (5) 第三者を誹謗（ひぼう）中傷している場合
- (6) 営利活動等への利用を行っている場合
- (7) 記載された内容が虚偽である場合
- (8) その他システム管理者が福祉活動ガイドの目的から不相当と判断した場合

#### 第 9 条（損害賠償）

システム管理者は、福祉活動ガイドの利用に関して生じた会員の損害のすべてに対しいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとします。

- 2 会員がサービスの利用に関して第三者に対し損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担をもって解決し、システム管理者に損害を与えないものとします。

#### 第 10 条（利用の停止又は会員資格の取消）

システム管理者は、会員に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該会員に対し福祉活動ガイドの利用の停止又は会員の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (2) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
- (3) 他の会員の ID 番号又はパスワードを盗用した場合
- (4) 福祉活動ガイドの運営を故意に妨害した場合
- (5) 第 8 条の規定による削除を受けた場合
- (6) 本規約に定める会員の義務に違反した場合
- (7) その他システム管理者が、会員として不相当であると判断した場合

#### 第 11 条（管轄裁判所）

福祉活動ガイド利用についてシステム管理者との間に訴訟等が生じた時は、和歌山地方裁判所を第一審の裁判所とします。

附則 この規約は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。